

<今月のトピックス>

・こども性暴力防止法について

<今月のQ&A>

・熱中症対策の義務化から1年、対応状況を確認しましょう

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

=こども性暴力防止法について=

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日に施行され、教育・保育を提供する事業者には、こどもへの性暴力等を防止するための措置を講じることが義務付けられます。

【こども性暴力防止法とは？】

こども性暴力防止法とは、教育・保育を提供する事業者に対し、従業員等の性犯罪歴の確認や性暴力防止のための体制整備を求めることで、子どもへの性暴力を未然に防止し、子どもの安全・安心な環境を確保することを目的とした法律です。

【対象となる主な事業者】

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。(認定は任意)

◆**義務対象**: 学校・認可保育所・認定こども園・児童養護施設・障害児施設 など

◆**認定対象**: 認可外保育施設・放課後児童クラブ・学習塾・スポーツクラブ など

※認定を受けた事業所はこども家庭庁がウェブサイトを通じて公表し、認定事業者マークの表示が可能になります。

【事業者求められる主な対応(安全確保措置)】

① 性暴力の未然防止

- ・性暴力を未然に防止するためのルールを作り、周知する。
- ・性暴力が起きないよう、複数のおとなの目が行き届くような環境を整備する。
- ・性暴力の防止に対する関心を高め、必要な取組への理解を深めるため、こどもと接する業務を行う従業員に対して、定期的に研修を受けさせる。

② 早期発見

- ・日頃から性暴力の発生やその予兆をいち早く発見するための措置として、面談やアンケートを実施する。
- ・こどもや保護者が相談しやすい相談窓口の設置や周知をおこなう。

③ 調査・保護・支援

- ・性暴力が疑われる場合は、事実確認などの調査をおこなうとともに、被害にあったこどもの保護や支援を行う。

認定事業者マーク



法定事業者マーク



=熱中症対策の義務化から1年、対応状況を確認しましょう=

2025年6月に職場における熱中症対策が義務化されてから約1年が経過しました。本格的な暑さを迎える前に、熱中症対策のポイントを改めて確認しておきましょう。

熱中症対策の義務化から1年経ちますが、改めて確認すべきことはありますか？



2025年6月から、一定の高温環境下で行われる作業について、熱中症対策が事業者の義務となりました。事業者には、**熱中症の自覚症状がある従業員や異変に気付いた従業員が速やかに報告できる体制を整備し、その内容を周知することが求められています。**また、熱中症の疑いがある者を発見した際の対応として、**作業離脱や身体冷却、医療機関への搬送などの手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しておく必要があります。**制度開始から1年が経過した今、マニュアルや連絡体制が形骸化していないか、運用状況を改めて確認しておきましょう。

熱中症の重症度はどのように判断するのですか？



①

②

③

熱中症の重症度は、2026年3月公表のガイドラインにより、従来のⅠ度～Ⅲ度に加えてⅣ度が新設され、4段階で分類されることとなりました。Ⅰ度はめまいや立ちくらみなどの軽症、Ⅱ度は頭痛や吐き気、倦怠感などの中等症、Ⅲ度は意識障害やけいれんなどの重症です。また、意識疎通ができない状態や深部体温40℃以上の場合Ⅳ度に分類されます。Ⅰ度は現場での応急処置により改善が期待できますが、**症状が改善しない場合やⅡ度以上の症状がみられる場合は、速やかに④医療機関を受診・搬送しなければなりません。**

④ 医療機関を受診・搬送しなければなりません。

「暑熱順化」とは何ですか？
どのように進めればよいですか？



⑤

暑熱順化とは、**身体を徐々に暑さに慣らし、熱中症になりにくい状態をつくることです。**ウォーキングや軽い運動、入浴などで汗をかく習慣を7日から2週間程度続けることで効果が期待できます。**暑熱順化が進むと発汗や体温調節がスムーズになり、体内に熱がこもりにくくなります。**特に梅雨明け直後や長期休暇明けは熱中症リスクが高まるため、作業時間や負荷を段階的に増やしなが、計画的に暑さへ慣れていくことが重要です。

⑥

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 谷田 直樹

TEL: 06-6868-1177
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2026.6.12



イラスト協力: WANPUG